

○津山圏域クリーンセンター多目的広場条例の施行期日を定める規則

平成29年6月27日

津山圏域資源循環施設組合規則第3号

津山圏域クリーンセンター多目的広場条例（平成29年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）の施行期日は、平成29年7月1日とする。